

転出される方へ

下記に該当される方は、担当窓口でお手続きをお願いします。
 なお、下記には一般的なお手続き内容を掲載してあります。お客様により必要なお手続きの内容は異なりますので、詳しくは担当窓口及び新住所地の役所にお問い合わせください。

葛飾区役所代表電話 03(3695)1111

	担当窓口	葛飾区での手続き	新住所地での手続き
国民健康保険 に加入している方	国保年金課	国民健康保険証をお返してください。	新たに参加手続きをしてください。
後期高齢者医療保険 に加入している方 (75歳以上の方)		後期高齢者医療被保険者証をお返してください。 東京都外に転出する場合は「負担区分等証明書」をお受け取りください。	「印鑑」及び「負担区分証明書(東京都外へ転出する方のみ)」を持参して手続きをしてください。 ご不明な点は、新住所地の役所にお問い合わせください。
国民年金 に加入している方		手続きの必要はありません。	新住所地の役所か、年金事務所にお問い合わせください。
国民年金 を受給している方		手続きの必要はありません。	新住所地の役所か、年金事務所にお問い合わせください。
介護保険証 をお持ちの方 (65歳以上の方)	介護保険課	介護保険証をお返してください。 介護サービスを受けている方は「受給資格証明書」をお受け取りください。	新たに参加手続きをしてください。 介護サービスを受けている方は「受給資格証明書」を持参して、転出日から14日以内に手続きをしてください。 ご不明な点は、新住所地の役所にお問い合わせください。
児童手当 を受給している方	子育て応援課	児童手当の消滅届をしてください。 ※手当は転出予定日の月の分まで支給されます。 ※振込口座は解約しないでください。 ※児童手当では「税証明」は提出不要です。 ただし、他の手続きが必要となる場合もありますので、新住所地にお問い合わせください。	転入日の翌日から15日以内に申請をしてください。 ※新住所地で申請しないと手当は支給されません。
児童扶養手当・ 児童育成手当 を受給している方		児童扶養手当・児童育成手当の消滅届をしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
特別児童扶養手当 を受給している方		手続きの必要はありません。	新住所地の役所にお問い合わせください。
乳子青 医療証 をお持ちの方		乳子青 医療証の返却と消滅届をしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
親 医療証 をお持ちの方		親 医療証の返却と消滅届をしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
公立小学校・中学校 に在学している児童がいる方		学校から「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」をお受け取りください。	「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」を持参して転校の手続きをしてください。
障 医療証 をお持ちの方	障害福祉課	東京都内へ転出する方は「交付状況証明書」の申請をしてください。	「交付状況証明書」と「健康保険証」と「印鑑」を持参して手続きをしてください。 東京都外へ転出する方は新住所地にお問い合わせください。
原動機付自転車等 をお持ちの方	税務課	原動機付自転車等をお持ちの方は、葛飾区のナンバープレート・標識交付証明書・印鑑を持参して手続きをしてください。	原動機付自転車等については新住所地の役所にお問い合わせください。 なお、排気量が126cc以上のバイクは陸運局へ、四輪の自動車等については軽自動車検査協会にお問い合わせください。